「都市計画マスタープラン」のパブリックコメント意見と町の考え

実施期間　　：平成 28 年 2 月 4 日（木）～3 月 4 日（金）
提出意見数　：6 名、24 意見
閲覧場所　　：町 HP、都市政策課窓口、各公民館、図書館、総合福祉センター（パトリアおがわ）
意見提出方法：郵送、FAX、電子メール、窓口への持参

■意見と対応方針

NO	該当箇所				意見	町の考え　※網掛け：計画修正が必要な箇所
1	序章	3	(2)	P5	**【計画期間について】** ・世の中が劇的に変化する中で都市マスの 20 年という計画期間はあまりにも長すぎます。	⇒計画期間については、国の運用指針で「概ね 20 年後の姿を展望して定めることが望ましい」と示されています。都市計画は、実現までに長い時間を要する特性があることから、本町の計画期間も 20 年としています。
2	序章	3	(2)	P5	**【上位計画との整合性について】** ・都市計画と総合振興計画の策定起点を振り返る必要があると思います。両計画を作成するにあたり、先に出来ていた計画を踏まえて別の計画を作っている状況だが、その考え方を一貫したものにする必要があります。	⇒都市計画マスタープランは、これまでも総合振興計画との整合が図られたものとして策定してきている経緯がありますが、さらに今回は両計画を同時期に策定しています。また、現行の都市計画マスタープランの進捗状況を評価した上で今回の見直しを行っています。
3	1 章	2	(1)	P9	**【上位計画との整合性について】** ・上位計画であり現在策定中の小川町第 5 次総合振興計画との整合はどのように図っていくのでしょうか。	⇒両計画を同時時期に見直していますが、具体の策定作業は総合振興計画が先行する形で進めてきました。内容が重複する分野は相互で調整を図ることで整合を図っています。
4	2 章	1	(1)	P24	**【計画の理念について】** ・マスタープランでは 20 年後のまちづくりの理念を述べているが、総合振興計画との関係性はどうなるのか。総合振興計画が上位計画であるならば、都市計画マスタープランに理念は馴染みません。	⇒総合振興計画が本町における最上位計画であり、その考え方に即すとともに、都市計画分野に特化した計画として都市計画マスタープランを策定しています。従って、本計画における理念は、都市計画分野に特化した位置づけのものとなっています。

NO	該当箇所				意見	町の考え　※網掛け：計画修正が必要な箇所
5	2章	1	(1)	P24	**【計画の理念について】** ・シンボル・イメージが「小京都」では漠然としたものしか感じられず、且つイメージをだぶらせるにはかなり実体にかい離があると思われる。そこで「小京都大原」「小京都伏見」という特定化したイメージ戦略が良い。「武蔵大原」「武蔵伏見」という枕詞を冠すれば現実の小川町にまだ近いかも知れないです。(武蔵大原は八和田地区の田園、武蔵伏見は醸造所のある小川地区)	⇒理念については、総合振興計画との整合を図るため「武蔵の小京都」という単語を取り入れています。地区ごとに特化したイメージ戦略についての提案は、今後のまちづくりを検討する中で活かしていきます。
6	2章	2	①	P25	**【将来人口について】** ・平成47年の将来人口を23,920人としていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では約21,000人位となっています。本計画の根幹にかかわるため、この数値の根拠を示していただきたいです。また、将来人口を踏まえた市街地の人口密度については、どの程度を想定されているのでしょうか。	⇒しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、まちづくりの4分野に関する計画である「小川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、H47年の将来人口を23,920人と設定しています。今後、出生数と移動数の増加に向けた取組を推進することで、国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりも減少幅の抑制を目指すこととしており、本計画は、この数値と整合させて設定しています。
7	2章	3	(2)②	P26	**【地域拠点について】** ・本計画では集約型都市構造について意識的に記述しています。公共交通網形成計画で設定している乗継拠点は、将来都市構造の地域拠点と重なる部分でもあるため、交通面だけにとどまらない拠点形成まで検討する必要があるのではないかと思われます。	⇒ご意見を頂いた通り、地域拠点については、交通機能強化にとどまらず、生活サービス施設の維持・充実を目指していく考えです。
8	3章	2	(1)	P32	**【立地適正化計画の策定について】** ・立地適正化計画に基づく都市機能・居住誘導等・・・」とありますが、本計画策定後に立地適正化計画の検討を進めると考えているのでしょうか。また、いつ頃を予定しているのでしょうか。	⇒本計画を受けて、今後立地適正化計画の策定を予定しています。策定作業を開始する具体的な時期は未定です。

NO	該当箇所				意見	町の考え　※網掛け：計画修正が必要な箇所
9	3章	2	(1)①	P32	**【市街化調整区域における住宅系市街地形成について】** ・市街化調整区域における住宅系市街地形成は原則的に抑制するとありますが、低金利の社会情勢の中で、近隣市町村で行われているような小中規模の一戸建て団地の開発は容易に人口増加をもたらすと思います。	⇒人口減少・少子高齢化の進展が予測されている中で、今後は人口動向に対応したまちづくりが求められています。 ⇒駅周辺や住宅団地等の市街地は、これまで都市基盤整備等を行ってきたことから、商業・医療・行政等の施設が集積し、公共交通の徒歩圏内にあるなど、多くの人が徒歩や公共交通を利用して暮らせる素地が整っていると言えます。今後はこれらの環境を活かして居住を促進する考えです。
10	3章	2	(1)	P32	**【用途地域の見直しについて】** ・町の活性化のためには、減少していく人口をいかに留めるようにするかの視点から、『既存の都市基盤の整った市街化区域の居住促進』ではなく、『既存の地域区分の見直し』を検討すべきです。(「ひばりが丘」を「ひばり台」に変更した例のように)	⇒現時点では、用途地域の見直し等は予定していませんが、町の活性化に資する産業地形成など、民間企業の立地動向を踏まえつつ、必要に応じて見直していく考えです。
11	3章	2	(1)	P32	**【嵐山小川 IC アクセス道路沿道等における土地利用について】** ・嵐山小川 IC アクセス道路や国道 254 号バイパス等の周辺の線引きをダイナミックに変更することで、商工業の振興と雇用の推進になると思います。	⇒嵐山小川 IC アクセス道路や国道 254 号バイパス等の周辺は、広域的交通利便性等の地域特性を活かした地域活性化を図っていくため、今回の見直しで「沿道系土地利用検討地」「工業・流通系土地利用検討地」を新たに位置づけています。
12	3章	2	(2)	P32 ～34	**【歩いて暮らせる住環境整備について】** ・東小川地区においては、歩いてスーパーに行けるような場所への転居を希望する高齢者が多いと聞きます。角山の町営住宅などに転居してもらい、子育て世帯へ一戸建てを町が斡旋して賃借するような施策に取組んではどうでしょうか。農業地域での空き家対策も必須と考えます。	⇒整備された都市基盤を有効に活用するため、深田地区（小川ニュータウン）・みどりが丘地区・東小川地区の住宅団地における空き家活用に関する方針を位置づけています。頂いたご意見は、この方針に基づき具体化を図っていく中で活かしていきます。 ⇒農業地域での空き家対策は、平成 25 年から農家用住宅情報バンクを開設し、取組んでいるところですが、次年度からは全町的な空き家対策として取組みを充実させていく予定です。

NO	該当箇所				意見	町の考え　※網掛け：計画修正が必要な箇所
13	3章	4	(2)	P39	**【河川の水質改善について】** ・美味しい水が流れる川、手で掬い飲みできる清流への浄化計画を望みます。	⇒河川については、本町の大きな特徴であると捉えており、良好な状態での保全に努める旨を方針として位置づけています。また、水質の維持・改善に向けて、下水道整備に取り組む旨についても方針として位置づけています。
14	4章	4	(4)1)	P75	**【空き家の管理・活用について】** ・計画書では深田地区に対して、「不良空き家の管理の促進、助言指導」の記載があります。一般住宅地についても、「近隣住民から利活用を望む声が上がった住宅に対する空き家バンクへの登録の斡旋」や「農家住宅の持ち主と買い手のマッチング」といった文言を追加してほしいです。	⇒ご意見を頂いたとおり、一般住宅地についても空き家活用に関する方針を位置づけていきます。なお、以下の他地区関連箇所及び全体構想の関連箇所についても方針を位置づけていきます。 ＜関連箇所＞ ●全体構想 P33：3章分野別方針、2土地利用方針 ●地域別構想 P49･50：小川地区の構想、(4)まちづくりの方針、1)土地利用 P64：大河地区の構想、(4)まちづくりの方針、1)土地利用 P75：竹沢地区の構想、(4)まちづくりの方針、1)土地利用
15	4章	4	(4)1)	P75	**【空き家の管理・活用について】** ・空き家（農家住宅）については、持ち主が県外に移住し、家だけでなく、所有されている山や田畑が荒廃する実態が多々あります。県外に住む持ち主の方々は地域の情報が入らず、空き家の利活用に苦慮されています。役場からの一声があれば、よりスムーズに空き家の利活用が進むと思います。	
16	4章	7	(4)⑬	P102	**【東小川地区への文教系施設誘致について】** ・「文京の町」として、東小川地区にIT大学を誘致し、設備の贅沢でないゴルフコースのあるキャンパスと新駅の新設を提案します。また若者と町民の触れ合いの場である市民講座開講や、農学部のある大学も小川町にふさわしいです（下里地区に農学部を置く）。寄宿舎もそこに建て、理論と実践を学ばせます。小川町は6～7割が山林なので、山林学部も併設したいです（大河地区に置く）。ITと農林を結合する文京の町を提案します。	⇒東小川地区における文教系施設及び新駅の設置可能性については、調査・研究を行う旨を位置づけています。

NO	該当箇所				意見	町の考え　※網掛け：計画修正が必要な箇所
17	4章	7	(4)3)	P104	**【みどりが丘地区における公園整備について】** ・みどりが丘地区は東小川地区に比べて都市公園が少ないため力を入れてほしいです。	⇒公園については、充足状況や町民ニーズを踏まえながら整備を推進します。
18	5章	2	(2)	P110	**【県の計画への意見反映について】** ・マスタープランは、県の計画を受けて作成していると記述されていますが、県が小川町についてどのように考えてくれているか、また、県に対して小川町独自の意見をどのように、県に申し入れをしているのか、今後どのようにしていくのかが重要です。計画の進行管理と見直しの考え方に、「県との調整、要望の提出」等を含める必要があります。	⇒県の計画である「都市計画区域マスタープラン」は、作成過程で町の考え・要望を伝え、調整を図りながら策定されています。
19	計画全般				**【現行計画の検証について】** ・前回都市計画マスタープランからあまり変化のない内容に見えますが、検証を行っているのか。	⇒作成過程において、現行計画に位置づけている施策の達成状況等の評価を行っています。
20	計画全般				**【人口減少への対応について】** ・人口問題研究所が示した44年後に人口1万人という推計を重く受け止め、全ての施策を考えるべきです。人口減少への対応をしっかり盛りこむことを希望します。	⇒今回の計画は、人口減少を念頭に置いた内容として作成していますが、人口減少への対応については、都市計画マスタープランだけではなく、総合振興計画など他計画と連携を図りながら一体となって取組んでいきます。
21	計画全般				**【計画の具体性について】** ・計画内容が抽象的で、町民の生の声が反映されていないように感じます。以前に意見書として提出した“世界遺産細川紙”の活用に少しも触れられていません。	⇒都市計画マスタープランは、基本的な方針を示す性格の計画であるため、抽象的な内容となる面があります。この考え方に基づいて進められる個別事業に取組む中で、具体化していくこととなります。

■意見と対応方針（都市計画マスタープラン以外の意見）

NO	意見	町の考え方（案）
1	・マスタープランの実現には資金が必要です。財政援助を国や県に期待して、プラン倒れにならないようにするためには、小川町独自の資金プールを作らねばなりません。そのためには、町の中で資金を集め、選択集中投資を行う機関をつくることを提案します（小川町再開発銀行)。町役場を信用力として、町が地場の金融機関をつくり、町に入ったお金は町外に流出させず、町内で使うようにせねばなりません。	⇒頂いたご提言については、町政を推進する上での参考とさせていただきます。
2	・小川リゾート観光地構想。 →酒と木の香り、和紙を活かした格子窓の連なり。紙漉きと木工クラフトの工房の通り。 →和紙を使った日除け傘と下駄の音。煉瓦造り醸造所の拡張と販売先拡大。レストラン風居酒屋の通り。小奇麗で洒落た店通りにして、音楽性もあらねば、人は見向きもしない。 →周囲を囲む山並みをハイキングした後やゴルフ後の温泉浴。デマンドの小型・ノンステップバスやダブルデッカーによる送迎。	
3	・何よりも大切なのは都市の外観ではなく、町民が心のゆとりを持てるまちづくりであり、ホスピタリティーのある町としての実践です。町民各々に「小川町しんせつ係」というプレートを胸に付けてもらい、町への来訪者、他国からの移住者、町角の孤独な老人、身体等不自由な人を集落の大切な仲間として触れ合うことです。「来てよかった」「もう一度来よう」「住んで良かった」「ずっと住もう」という気持ちが自然に湧き出る町とします。これは夢でなく、お金もいらない、都市計画「こころ」のマスタープランです。	